

きょうせいふ にんしゅじゅつひが いしゃ よ そ ささ と く
強制不妊手術被害者に寄り添い、支える取り組みから

きゅうさいほうあん きほんほうしんあん
「救済法案(基本方針案)」を

かんが
どう考えるか？

がつじょうじゆん こっかい ちょうとうは ていしゅつよてい きゅうさいほうあん きほんほうしんあん ゆうせいほごほうもんだい
4月上旬の国会で超党派で提出予定の「救済法案(基本方針案)」は、優生保護法問題への
しん しゃざい ほしょう けんしやう
真の謝罪・補償・検証へとつながるのか？

いけんそしやうげんこく こじまきくお べんごだん はつげん
違憲訴訟原告の小島喜久夫さん、弁護士からも発言をいただきます。

こうし としみつ けいこ
講師 利光 恵子さん



1953年生。薬剤師。調剤薬局自営のかたわら、1980年代半ばに、「母子保健法
改悪に反対する女たち・大阪連絡会」を立ち上げる。1990年代以降、「優生思想を問
うネットワーク」事務局メンバーとして、女性と障害者の立場から先端医療のもつ差別の
問題について考える活動に取り組む。

50歳で、立命館大学大学院先端総合学術研究科に社会人入学し、出生前診断、
特に着床前診断導入をめぐる論争史について研究。現在、立命館大学生存学研究
センター客員研究員、「グループ・生殖医療と差別」会員、「優生手術に対する謝罪を
求める会」会員、「女性のための街かど相談室・ここからサロン」共同代表。著書に
「受精卵診断と出生前診断—その導入をめぐる争いの現代史」(生活書院、2012)、
「戦後日本における女性障害者への強制的な不妊手術」(立命館大学生存学研究
センター、2016)。

にちじ
日時

2019年4月12日(金) 18:30～21:00(開場18:15)

かいじやう
会場

さっぽろえるぶらざ かいだいけんしゅうしつ
札幌エルプラザ(札幌市男女共同参画センター) 4階大研修室(北8西3札幌駅直結)

しりやうだい
資料代

えん がくせい しりやう ひつやう かいじよしゃ むりやう
500円(学生・資料を必要としない介助者は無料)

★点字資料が必要な方は3月29日(金)までに連絡ください。

★手話通訳、要約筆記が必要な方は、事前にお問い合わせください。

きょうさい
共催：優生保護法被害者を支える市民の会・北海道 DPI北海道ブロック会議
ゆうせいほごほうひがいしゃほっかいどうべんごだん さっぽろ かい
優生保護法被害者北海道弁護士 札幌・めざしの会

きょうりよく
協力：さっぽろ自由学校「遊」

といあわ
問合せ：「札幌・めざしの会」佐藤(電話・FAX 011-614-8321) (email:yshgsasaeru@gmail.com)

案内
ご案内

優生保護法は1948年に制定され、「不良な子孫の出生を防止する」という優生思想に基づく障害者の出生防止を含んだ差別的な法律でした。実際に「優生保護法」によって障害者はもちろん、遺伝性の障害があるか、または、障害を持っているかどうか分からない人々に対してまで強制的な不妊手術が行われました。

「優生保護法」から「母体保護法」へ改定された後もこの法律に対して異議を唱え続けてきた障害者・女性・市民等の運動の中から、被害者本人が声を上げ始め、2018年1月に国家賠償請求裁判が始まり、北海道でも小島喜久夫さん、道央のご夫妻が国への謝罪と検証、補償を求めて訴訟へと立ち上がっておられます。

しかしながら、この深刻な人権侵害や旧優生保護法の違憲性に対して、国は見解を示さない等、真摯に向き合っていない状況です。また、与野党の国会議員が4月上旬の国会に「救済法案(基本方針案)」を提出し早期成立させ、4月中の法施行を目指しているという最近の情勢ですが、この法案そのものにも多くの批判や懸念が寄せられ、様々な団体から「法案に対する要望書」が提出されています。

そこで、本集会では「優生手術に対する謝罪を求める会」の一員として長くこの問題に取り組んでこられた利光恵子さんを講師にお招きし「基本方針案」の問題や要望についての論点を学んでいきたいと思います。

また、被害者の方々の苦難、訴訟に立ち上がった思いをきちんと汲み取るためにも、これまで被害者に寄り添いながら活動を進めてこられた具体的経験を話していただき、法施行後の北海道での「周知や検証」活動に活かす契機になればと思っています。

この問題は、障害を持つ人だけでなく、すべての人に対する「性と生殖に関する健康と権利」の問題です。これからの共生社会実現への問題として考えていきたいと思います。



小島さんは、生後間もなく子どものいない夫婦に引き取られましたが、夫婦に実子が生まれてから関係が悪化し、19歳の頃、養父が呼んだ警察官によって札幌市内の精神科病院に連行されました。そして、「精神分裂病」との理由で強制入院させられました。ある日、婦長から「明日、子どもをできなくする手術をするから」といわれ、不妊手術をさせられてしまいました。その事実を妻にも打ち明けられず50年以上も過ごしてきましたが、

仙台の提訴報道を知って妻に打ち明け、昨年5月に実名提訴に踏み切りました。小島さんは、その理由を「入院していた時、同様に手術を強制された人が何人もいた。実名で提訴すれば、一緒に声を上げてくれるかもしれない」とおっしゃいます。「この国に拷問のようなむごい事をされ長年苦しんできました。国はきちんと責任を認め謝罪すべきだと思います」とも述べられています。「被害者・家族の会」や院内集會等にも妻の麗子さんと共に参加なさって、ご自分の思いをお話され、積極的に活動されています。

本集会でも、小島さんのお気持ちやお考えをお話していただきます。